

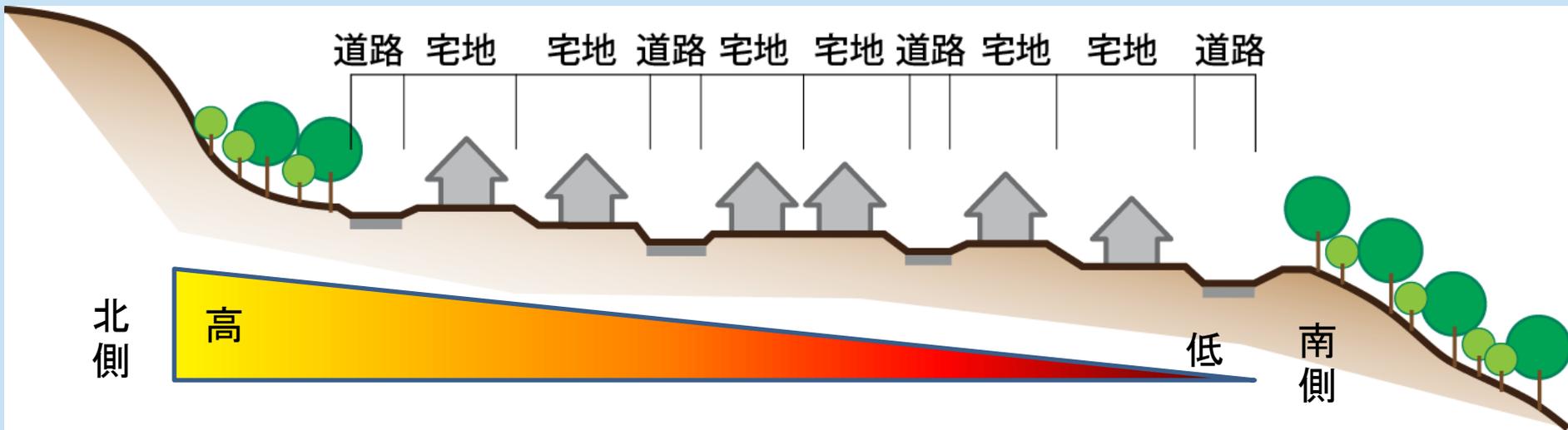
これからの取り組み

団地造成の基本方針

●高台移転地における土地利用概念図(予定)



●高台移転地の造成イメージ

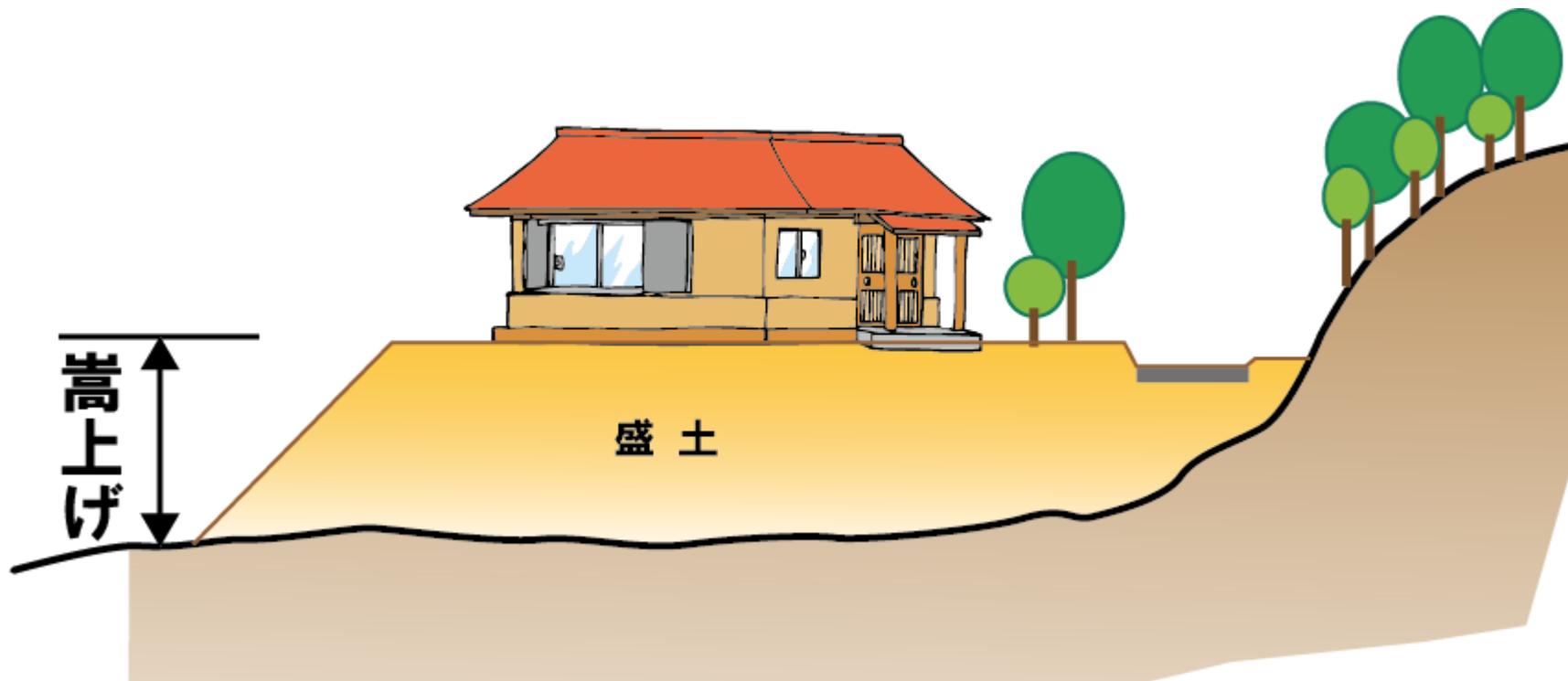


- 造成勾配は、原則として南側方向に緩傾斜とします。
- 宅地は道路面よりも高くします。
- 道路と宅地、宅地と宅地の高低差は、土羽打ち法面となります。

● 嵩上げ住宅地の土地利用概念図(予定)



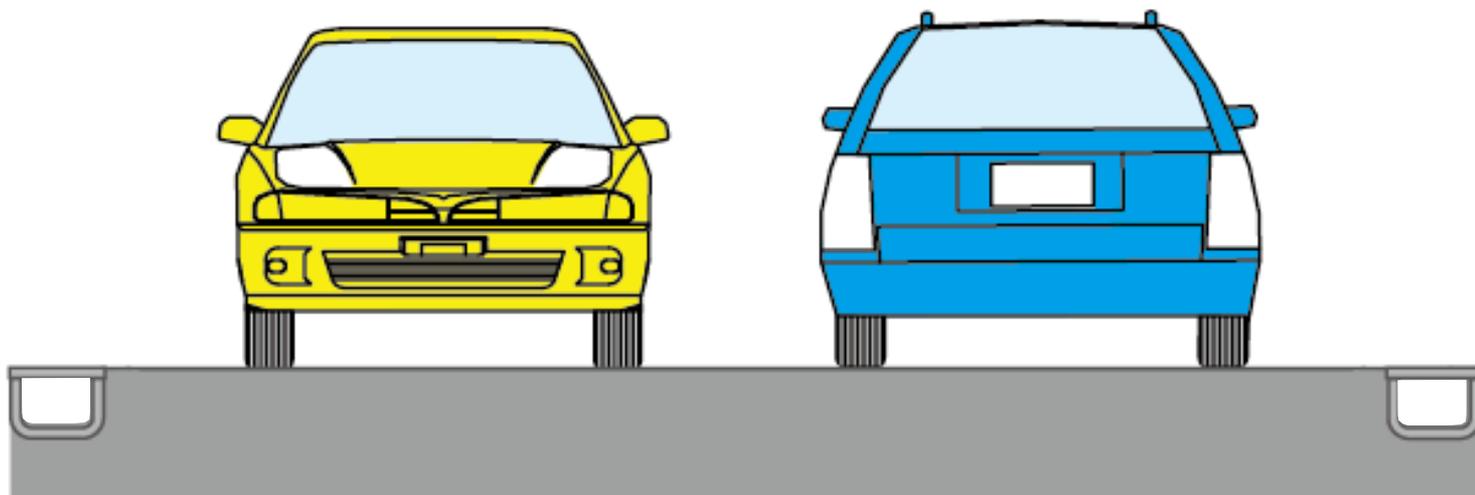
●嵩上げ住宅地の造成イメージ



津波により浸水しない高さまで嵩上げ

●道路

区画道路は原則として5.0m程度

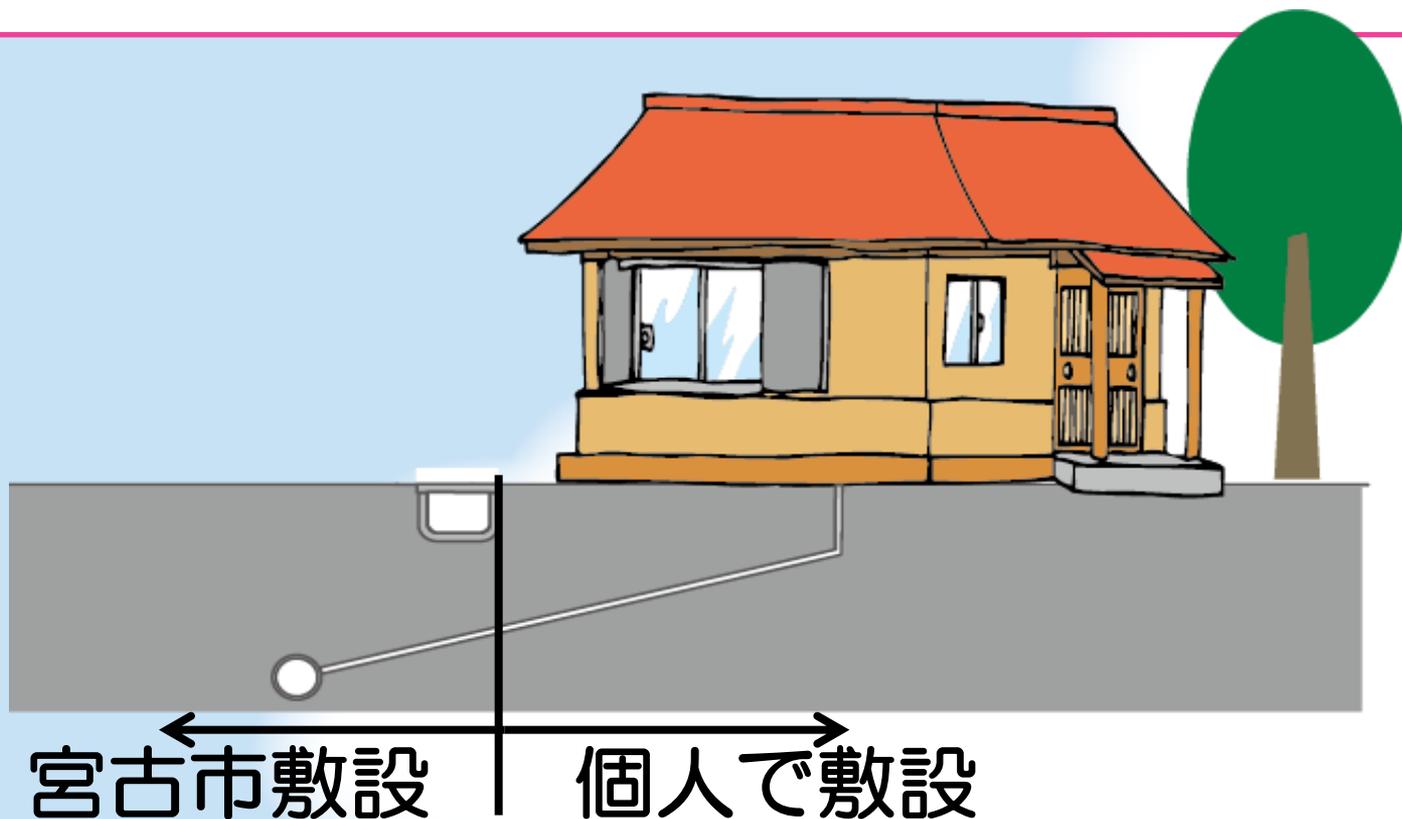


5.0m程度

【普通乗用車のすれちがいが可能な幅】

●上水道

計画道路に布設した水道管に既設水道管を接続
第1止水栓まで整備し、敷地内の布設費用は
個人負担



●公園

開発区域面積の3%以上

●汚水処理

集合または戸別方式での汚水処理（合併浄化槽）を検討

●調整池

造成により増大する雨水の流出量を調整するための調整池を設置

●集会所

集会所が必要な場合は用地については漁集事業で対応可能です。

●災害公営住宅

希望者に対して災害公営住宅を整備

●移転先の宅地面積と分譲参考価格

(1) 高台移転地区

- ・ 開発区域面積 約 1.9ha
- ・ 宅地面積 約 1.2ha

移転住宅 11戸

(最大で1戸あたり平均約250坪が移転住宅地の面積)

(2) 嵩上げ地区

- ・ 宅地面積 約 1,400m²
- ・ 移転住宅 2戸

(3) 分譲参考価格

- ・ 参考価格 約13,000円～15,000円/坪

正式な分譲価格は造成後鑑定評価され決定

高台移転地の土地について

●高台移転地の状況

【埋蔵文化財】

- ・地権者との協議が整い次第、試掘調査開始

【保安林・地域森林計画対象民有林】

- ・一部が土砂流出防備保安林に指定。
- ・市で部分解除の手続きを行う。

【現在までの高台移転地権者との交渉状況】

- ・地権者に対しては事業の協力について交渉
- ・土地の立ち入りについては了解済のため今後境界立会を行い、地権者に対して用地買収交渉を進めます。

関連事業について

●がけ地近接等危険住宅移転事業(がけ近)

- ・ 災害危険区域に指定された区域が対象
- ・ 津波災害等のおそれのある土地からの住宅移転を支援
- ・ 住宅の建設（購入）に要する借用資金の借入金利子に相当する費用の補助

補助内容(金額は上限)

- ・ 移転費補助：78万円（除去等費）
- ・ 住宅建設費補助（利子補給）：708万円
（住宅444万円、土地264万円）

●住宅再建制度

加算支援金(被災者生活再建支援制度)

- ・全壊・大規模半壊（住宅滅失又はやむを得ず解体した住居又は居住不能になった住宅の新築）⇒**最大200万円**

被災者住宅再建事業

- ・自宅を建設又は購入し、加算支援金（建設・購入）を受給した方
 - ・全壊・大規模半壊（住宅滅失又はやむを得ず解体した住居又は居住不能になった住宅の新築）
- ⇒**最大100万円**